

# 横浜市小学校国語教育研究会会則

## 1 名称および事務局

本会は、横浜市小学校国語教育研究会と称し、事務局を会長在任校に置く。

## 2 目的

本会は、横浜市小学校国語教育の振興をはかる。

## 3 会員

本会の会員は、横浜市小学校教職員で、本会の目的に賛同し会費を納入した者とする。

## 4 研究および事業

本会は目的達成のため、次の研究および事業を行う。

- (1) 国語科教育に関する研究・調査
- (2) 国語科指導法に関する研究・研修
- (3) 研究成果の発表・刊行
- (4) その他、目的達成のために必要と認められる事業

## 5 役員

- (1) 本会は、次の役員を置く。

会長 1名 副会長 4名 庶務 6名 会計 2名

- (2) 会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長不在のときは代行する。庶務は、各会議の運営調査・庶務等総ての事務を処理する。会計は、本会の会計事務を処理する。
- (3) 役員任期は1年とし、再任は妨げない。但し、同一役職は3年までとする。
- (4) 会長・副会長は、推薦委員会の推薦により総会において承認する。庶務・会計は、会長が委嘱し、再任は妨げない。
- (5) 推薦委員会の構成は、研究部長より4名、研修事業部長より2名、区代表より1名、役員より1名の合計8名とする。
- (6) 役員に欠員が生じた場合は幹事会で選出し、任期は前任者の在任期間とする。

## 6 幹事

- (1) 本会の研究・事業を企画・推進するために、幹事を置く。
- (2) 幹事は、各部の部長・副部長と各区代表をもってあてる。
- (3) 各部の部長・副部長は、会長が委嘱する。また、各区代表は、区からの推薦により会長が委嘱する。

## 7 顧問

- (1) 顧問は、会員のうち本会会長・副会長経験者及び会長が委嘱する現職小学校長とする。
- (2) 顧問は、会長の諮問に応じる。

## 8 客員

- (1) 客員は、本会会長・副会長の役職にあつて勇退した者、横浜市教育委員会国語科担当指導主事及び会長が推薦する者がその資格を有する。

## 9 会議

本会の会議は次のとおりとし、会長がこれを召集する。

- (1) 定期総会（4月・3月）は、会長・副会長の承認、事業計画・予算決算・会則改正に関する審議・決定をする。
- (2) 臨時総会は、緊急案件が生じたときに開き、その審議・決定をする。
- (3) 幹事会は役員・幹事で構成し、本会の企画・運営にあたるとともに、国語教育に関する研鑽を深める。
- (4) 「指導助言者の会」は会員のうち校長で構成し、本会の活動に関する情報交換をし、会の活性化を図る。

## 10 会計

- (1) 本会の会計は、会費をもってあてる。
- (2) 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月末日までとする。

## 11 会計監査

- (1) 本会に会計監査2名を置き、会長が委嘱する。
- (2) 会計監査は、その年度の会計を監査する。
- (3) 会計監査の任期は1年とし、再任は妨げない。

## 12 加盟・連携

本会の目的に合致する諸団体に加盟または連携を図ることができる。

## 13 会則改正

本会の会則は、総会出席者過半数の議決により改正することができる。

## 14 付則

- (1) この会則は、昭和60年4月24日より実施する。
- (2) 平成6年4月27日、一部改正する。
- (3) 平成11年4月28日、一部改正する。
- (4) 平成12年4月26日、一部改正する。
- (5) 平成25年3月6日、一部改正する。（5役員 波線部分）